

JIS

光 学 用 語

JIS Z 8120 : 2001
(JOEM/JSA)

(2006 確認)

平成 13 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本オプトメカトロニクス協会 (JOEM)/財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによってJIS Z 8120-1986は改正され、この規格に置き換えられる。

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和153.8.1 改正：平成13.4.20

官 報 公 示：平成13.4.20

原案作成者：社団法人 日本オプトメカトロニクス協会 (〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5-22 機械振興会館別館：TEL. 03-3435-9321)

財団法人 日本規格協会 (〒107-8440 東京都港区赤坂4丁目1-24：TEL. 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 基本部会 (部会長 今井 秀幸)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者 又は 経済産業省 産業技術環境局 管理システム規格課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1：TEL. 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

日本工業規格

JIS
Z 8120 : 2001

光学用語

正 誤 票

| 区分 | 位 置 | 誤 | 正 |
|----|----------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 本体 | 4. a) 1) 番号 01.01.06 の定義の欄 | 単色光成分の…, およそ 1 nm より短い放射。 | 単色光成分の…, およそ 1 nm より短い放射。 |

平成 19 年 12 月 3 日作成

白 紙

Glossary of optical terms

1. 適用範囲 この規格は、光学及びその関連工業で用いる主な用語及びその定義について規定する。
2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。
JIS Z 8102 物体色の色名
3. 分類 この規格の用語の分類は、次による。
 - a) 基礎関係
 - 1) 一般
 - 2) 幾何光学
 - 3) 干渉，回折，偏光及びホログラフィー
 - 4) 分光
 - 5) レーザ及び非線形光学
 - 6) 生理光学
 - 7) 測光及び測色
 - b) 機器関係
 - 1) 機器一般（生産及びOA機器を含む。）
 - 2) 光学素子（レンズを含む。）
 - 3) 顕微鏡及び望遠鏡
 - 4) カメラ及び写真
 - 5) 映画及びテレビジョン（スライドを含む。）
 - 6) 光源及び検出器
 - 7) 分光器
 - 8) 測定機（測量機を含む。）
 - 9) 眼科及び医療機器
 - c) 材料関係
 - 1) 光学材料
 - 2) 写真感光材料
 - 3) 光ファイバ材料
 - 4) 画像表示材料
 - 5) 非線形光学材料
4. 用語及び定義 用語及び定義は、次による。